

滋賀県県政史料室ツイッター利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県県政史料室がツイッターを県民等への情報伝達媒体として利用するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター Twitter, Incがインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) アカウント ツイッターを利用するためのユーザー登録情報をいう。
- (3) 公式アカウント 滋賀県県政史料室が運用する次のアカウントをいう。

ア アカウント名 滋賀県県政史料室

イ ユーザー名 shiga_archives

(運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室長（以下「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 情報の掲載、削除等の承認、および指示
- (2) アカウント情報の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式アカウントでの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは、次に掲げる情報を提供する。

- (1) 県政史料室が企画する展示・講演会などの催し物案内
- (2) 情報紙『滋賀のアーカイブズ』の刊行案内
- (3) 県政史料室の業務・行事の紹介
- (4) 滋賀県内のアーカイブズ情報
- (5) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 情報の掲載に当たっては、適切な提供に努めるものとする。

(著作権)

第6条 公式アカウントが提供する写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウントの明示)

第7条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式アカウントのユーザー名等を滋

賀県公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第8条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのリプライ（返信）等の内容およびリプライ等に関してその投稿者または第3者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

付 則

この利用要領は、平成31年1月7日より施行する。